

登米市新図書館機能検討委員会

検討結果報告書

令和7年1月

登米市新図書館機能検討委員会

目 次

第1 検討委員会について

1 検討委員会の設置と目的	1
2 検討委員会の概要	
(1) 所掌事務	1
(2) 組織	1
3 検討委員会の開催経過	1

第2 検討結果

1 新図書館に求められる機能・サービスについて	
(1) エリア構成	2
(2) 年代別機能	5
(3) 交流機能等	6
(4) 全域サービス	8
(5) アウトリーチサービス	8
(6) 学校との連携	8
(7) 保育所・幼稚園等との連携	9
(8) 読書活動の普及・啓発	9
2 新図書館の望ましい管理運営について	
(1) 休館日	10
(2) 開館時間	10
(3) 個人利用	10
(4) 団体利用	10
(5) 職員数	10
(6) 専用ホームページ	11
(7) 市民参画	11
(8) その他	11

【参考資料】

I 登米市新図書館機能検討委員会設置要綱	12
II 登米市新図書館機能検討委員会委員名簿	13
III 登米市図書館構想（令和5年10月改定版）（抜粋）	14

第1 検討委員会について

1 検討委員会の設置と目的

登米市では、現在、新たな図書館の整備に向けた各種検討が進められており、その一環として、令和5年10月に新たな図書館の機能やサービス、整備規模等の方向性を整理するため、平成27年に策定した図書館構想の見直しが行われました。

新たな図書館の整備に当たっては、公民館や市民交流などの機能に加え、行政機能を含めた多機能型複合施設として整備する方向性が示されており、現在、市長部局において（仮称）地域交流センター整備基本構想及び基本計画の策定作業が進められています。

登米市教育委員会では、図書館構想に掲げる基本理念「登米市の未来を創る 学びと交流の拠点」及び6つの基本方針の実現に向けた新しい図書館のより具体的な機能等を検討するに当たり、市民等の意見や提案を反映させるため、外部委員による登米市新図書館機能検討委員会の設置が決定されました。

令和6年3月27日開催の第1回登米市図書館機能検討委員会において、委員10人が委嘱され、新しい図書館に求められる機能・サービスや望ましい管理運営について、全5回の会議を開催し、調査・検討を行いました。

2 検討委員会の概要

(1) 所掌事務

- ・新図書館の機能及びサービスに関すること。
- ・新図書館の管理運営に関すること。
- ・前2号に掲げるもののほか、新図書館に関すること。

(2) 組織

学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、読書普及活動団体の代表者、地域振興団体の代表者、公募により選出した市民の10名で構成

3 検討委員会の開催経過

	開催日	報告事項・審議事項
第1回	令和6年3月27日	・登米市新図書館機能検討委員会の趣旨について ・新図書館整備に係るこれまでの経過について ・登米市図書館構想（改定版）について ・意見交換
第2回	令和6年6月25日	・新図書館に求められる機能・サービスについて（エリア構成、年代別機能、交流機能等）
第3回	令和6年8月26日	・新図書館に求められる機能・サービスについて（全域サービス、アウトリーチサービス、学校との連携等）
第4回	令和6年10月24日	・新図書館の望ましい管理運営について
第5回	令和6年12月24日	・検討結果の取りまとめについて

第2 検討結果

1 新図書館に求められる機能・サービスについて

(1) エリア構成

ア) 一般開架

一般開架の収蔵能力は6万冊程度が望ましく、市民の読書活動や生涯学習、課題解決に役立つ幅広い分野の資料を収集・提供することが重要です。

館内は、天井を高くし、柱や壁を少なくしたオープンな空間設計とすることで、視界を広く保ち、開放感を提供することが望ましいと考えます。また、書架は見通しが良く、圧迫感を感じさせない高さ（基本的に5段）のものを採用し、利用者が快適に資料を探せるよう配慮する必要があります。

施設内では、車いす利用者をはじめとする全ての利用者がスムーズに通行できるよう、十分な通行間隔を確保するとともに、書架は資料を探しやすく選びやすい配置とし、利用者が効率的に情報を得られる設計が求められます。また、利用者の関心を引くテーマ展示を行うことで、図書館の利用促進と学びの場としての魅力を一層高めることが重要です。

閲覧スペースには、閲覧机、キャレルデスク、カウンターテーブルなど、さまざまな種類の席を配置し、多様な利用ニーズに応えることが求められます。書架の近くには、座って拾い読みができるスツールを設置し、利用者が柔軟に利用できる環境を整えることが望ましいと考えます。

さらに、本を複数持ち運ぶためのバスケットやブックカートの導入など、利用者の利便性向上を図るための取組も必要であると考えます。

イ) 児童開架

児童開架の収蔵能力は4万冊程度が望ましく、児童書や絵本、紙芝居など、子供の成長過程に応じた多様な資料を収集・提供することが重要です。

ゾーニングについては、子供たちや親子連れが気兼ねなく利用できる空間構成が望まれます。また、書架は子供の体格に配慮した高さ（基本的に3段）とし、安全で使いやすい設計が求められます。

家具や内装については、子供が親しみやすい雰囲気を出すため、子供が好む配色やかわいらしい形状の机や椅子を採用することが望まれます。さらに、書架や家具にぶつかった際の安全性に配慮したデザインとすることで、安心して利用できる環境を提供することが必要です。

書架のディスプレイには、表紙を見せるなど、子供の興味を引く工夫を取り入れ、図書への関心を高めることが重要です。

施設内には、専用のおはなし室を設け、靴を脱いでリラックスできるスペースを提供することが望まれます。また、親子連れのニーズに応えるために、おむつ替えが可能な授乳室や子供用トイレを完備することが必要です。

さらに、子供が楽しめる屋内遊具や、地元産材を活用した木製おもちゃを配置することで、遊びと学びを両立させた空間を実現することが求められます。

ウ) ティーンズコーナー

ティーンズコーナーの収蔵能力は 5,000 冊程度が望ましく、ティーンズ世代の興味や関心、学習意欲に応じた資料を収集・提供することが重要です。

小説やライトノベルに加え、進路や仕事に関する書籍、スポーツや芸術など、部活動や趣味に役立つ図書を充実させることが必要です。

また、ゆっくり談話ができるソファやグループ学習にも利用できる閲覧席を設置することで、読書だけでなく、若者同士がコミュニケーションを楽しめる空間を提供することが望まれます。

エ) ブラウジングコーナー（新聞・雑誌）

ブラウジングコーナーには、全国紙や地方紙、専門紙や業界紙など、多種多様な新聞を取り揃えるとともに、利用者のニーズに応える幅広い雑誌タイトルを用意することが重要です。

ゾーニングについては、買い物帰りや仕事帰りの利用者が気軽に立ち寄れる場所にレイアウトすることが望ましいと考えます。

新聞の収納については、当日分に加えて主要紙を 1 か月分収納できる新聞収納棚を設置することが適切です。

また、雑誌の収納については、最新号の表紙が見えるように配置でき、バックナンバーも収納可能な雑誌架を用意することが望ましいと考えられます。

さらに、新聞閲覧台やブラウジングテーブル、快適にくつろげるソファなどを配置し、利用者がリラックスして閲覧できる空間を提供することも求められます。

オ) 参考図書コーナー

参考図書コーナーの収蔵能力は 5,000 冊程度が望ましく、事典や図鑑、年鑑、便覧など、調査や学習に役立つ基本的な参考図書を収集・提供することが重要です。

また、調査や研究活動に集中できる研究個室を設置し、静かな環境で学習ができるよう配慮する必要があります。

さらに、閲覧机やキャレルデスクなどの学習席を配置し、利用者が快適に学習できるスペースを提供することが求められます。

地域資料コーナーと一体的にレイアウトすることで、地域に関連する資料との相互利用がしやすい設計とすることが望ましいと考えられます。

カ) 地域資料コーナー

地域資料コーナーの収蔵能力は 1 万冊程度が望ましく、登米市や周辺市町、宮城県などの地域に関する資料（郷土資料や行政資料等）を収集・提供することが重要です。特に、登米市に関する資料を可能な限り収集し、整理・保存することが求められます。

また、登米市出身や登米市にゆかりのある作家の作品を集めた「郷土作家コーナー」を設置し、郷土の偉人たちに関連する資料をテーマごとに展示することが望まれます。

さらに、登米市の歴史や文化、魅力を学ぶための各種講座を開催するとともに、所蔵する貴重な郷土資料のデジタル・アーカイブ化を進め、インターネット等を通じた

情報発信や、学校教育でのデジタル活用など、ICT を活用した郷土資料の積極的な利活用を推進することも重要です。

キ) メディアコーナー（音声・映像資料）

メディアコーナーの収蔵能力は 5,000 タイトル程度が望ましく、多様な音声や映像メディア（CD や DVD など）を収集・提供することが重要です。特に、レンタルや配信サービスでは入手が難しい資料を中心に扱うとともに、カセットテープや VHS など、古い規格の媒体も保管・保存することが求められます。

また、音声・映像メディアの再生やインターネット閲覧が可能な設備を備えるほか、グラフィック制作や写真・動画編集ができるパソコンを完備するとともに、複合機や大判プリンターも用意することで、利用者が幅広いメディア制作や編集を行える環境を提供することが望まれます。

ク) 学習室

利用者が快適に学習や調べ物ができる環境を提供するため、個人学習に集中でき、サイレントルームとしての機能も併せ持った個人学習室と、複数人で相談しながら学習できるグループ学習室の設置が必要であると考えます。

また、十分な席数を確保するとともに、学習をサポートするために Wi-Fi、電源、照明などの設備を充実させることが望まれます。

ケ) 閉架書庫

閉架書庫の収蔵能力は 18 万冊程度が望ましく、資料を効率よく保管できるよう、集密書架の採用が望まれます。フロア面積の有効活用を図りつつ、サービスカウンターや作業室からの動線が良い位置にレイアウトすることが重要です。

資料の保存には、様々な形状に対応した棚を使用し、直射日光対策や温度・湿度調整、防虫対策を施す必要があります。

また、資料整理や作業を行うための作業スペースの整備も求められます。

コ) サービスカウンター

貸出サービスをはじめ、図書館の利用や資料情報に関する相談を受け付けるサービスカウンターは、利用者から見てわかりやすい位置に配置するとともに、効率的なサービス提供を可能にするため、事務室や作業室に近接した場所に設置することが重要です。

また、利用者がじっくりと落ち着いて相談できる独立したレファレンス・カウンターを設置し、専門的な支援を行うことが望まれます。

さらに、国立国会図書館デジタルコレクションや各種有料データベースの閲覧用端末の提供も望まれます。

利用者の利便性向上と貸出業務の省力化を図るため、自動貸出機や自動返却機の導入、複数箇所への蔵書検索機やインターネット開放端末の設置、デジタルサイネージによる情報配信も必要であると考えます。

サ) 事務室・作業室

図書資料の選書、受入れ、整理、発注などの業務をより効率的に行うためには、十分な広さの事務室や作業室を確保することが重要です。

また、サービスカウンターに近接した位置にレイアウトすることで、効率的な動線を確認し、職員が快適に仕事を行える環境を整える必要があります。

さらに、休憩室、更衣ロッカー、給湯室などを設置し、職員の福利厚生にも配慮することが求められます。

シ) 共通事項

施設の設計には、利用者の利便性と職員のサービス展開を考慮した機能的なゾーニングが重要です。バリアフリー構造を採用し、障がい者、幼児、高齢者が不自由なく利用できるよう配慮するとともに、全ての人が安心して利用できるようユニバーサルデザインを採用することが必要です。

また、地元産材を積極的に使用して木のぬくもりを感じられるデザインを取り入れることが望まれます。

段差がなく、滑りにくい床を採用し、足音が響かない設計が望ましいと考えます。案内サインは、誰にでもわかりやすく、高齢者や弱視者に配慮した大きさやコントラストを持つよう工夫する必要があります。

施設内は、太陽光による自然採光と人工光源のバランスを考慮し、読書に適した明るさを確保することが必要です。

また、地震対策として、書架の床への固定といった転倒防止策や、書架から資料が落下して避難路を塞ぐのを防ぐための落下防止策など、あらゆる対策を講ずることが望まれます。

(2) 年代別機能

ア) 児童サービス

読書の入り口として、「ブックスタート事業」や「絵本原画展」、「ポップ創作コンクール」などを継続するとともに、図書館スタッフと読み聞かせボランティアによる年齢に応じたおはなし会を定期的開催するなど、子どもたちの読書への興味を引き出すことが重要です。また、絵本の読み聞かせ実践講座を開催し、保護者や関係者がより効果的な読み聞かせを行えるようサポートすることも必要です。

さらに、年代別のおすすめ絵本リストを作成し、子どもたちに適した本の選び方を提案することも重要です。保護者向けには、図書の選び方のアドバイスを行い、家庭での読書をサポートすることが求められます。

読書通帳など、読んだ本を記録できる仕組みを提供するほか、目標を定めて達成に向けて読書を楽しむ「読書マラソン」の実施も望ましいと考えます。

イ) ティーンズ (YA) サービス

10代の青少年と図書館を繋げるため、「ティーンズ通信」を定期的に発行し、図書館に関する情報を提供していくことが必要だと考えます。

また、図書館をより身近に感じてもらうために、一日図書館員体験やジュニア司書講座を実施するなど、ティーンズの図書館への関心を高めることも重要です。

さらに、利用者同士の交流を促進するために、自由に書き込める「フリーノート」や情報交換ができる「フリー掲示板」を設置することも望ましいと考えます。

ティーンズが自ら考えた取組を積極的に導入し、ティーンズの主体的な参加を支援することが重要です。

ウ) 高齢者サービス

視力の低下を感じる高齢者が、より読みやすく、楽しめる本を手にとれるよう、大活字本を収集・提供する必要があると考えます。

また、老眼鏡やリーディングループの貸出を実施し、利用者が快適に読書を楽しめる環境を提供することも重要です。

エ) 障がい者サービス

音訳資料（デージー図書）や点字図書、LLブックなど、視覚に障がいのある方々が利用できる資料の収集・提供が必要です。

録音編集機能を備えた対面朗読室を設置し、利用者が朗読を受ける環境を提供することが求められます。音声読書機や拡大読書器を整備するほか、デージー図書再生機の貸出を行うなど、視覚障がいのある方の読書をサポートすることも必要です。

図書館内では、車いすの貸出や筆談ボード、コミュニケーションボードを提供し、身体的な障がいがある利用者にも便利な利用環境を整える必要があります。

また、サービスカウンターまでの点字ブロック敷設を行い、視覚障がいのある方が安全に移動できるように配慮する必要があります。

さらに、目の不自由な方には、職員が案内やサポートを行い、より快適に利用できるよう支援することが求められます。

オ) 利用者支援サービス

市民や企業などが抱えるニーズや課題の解決をサポートするため、産業振興や健康・医療など住民生活に密接に関連する各種資料を充実させる必要があります。

また、関係機関や市民活動団体と連携し、地域産業に関する勉強会や相談会、健康推進や疾病予防をテーマとした講演会など課題解決に向けた支援を行うことが望ましいと考えます。

これらの取組により、図書館が単なる「本を借りる場所」ではなく、利用者が抱えるさまざまな課題を解決するための頼りになるパートナーとして機能することが望まれます。

(3) 交流機能等

ア) エントランス

エントランスは明るく開放的な空間として設計され、利用者が気軽に訪れることができる場所であることが重要です。

利用者同士がゆっくりと談話できるコミュニケーションの場や、他の公共施設や市民活動に関するお知らせの場、市民の創作活動の発表の場としても活用されることが望まれます。

また、図書の紛失防止を目的としたブックディテクションシステムを導入し、セキュリティ面にも配慮することが求められます。

イ) セミナールーム

各種講座やセミナー、さまざまな市民活動に利用できる空間として、机使用時に 30 席、椅子のみ使用時に 50 席程度を収容可能なセミナールームの設置が必要です。

セミナールームには、プレゼンテーションや学習活動をサポートするため、ホワイトボード、電動スクリーン、プロジェクターなどの設備を常備し、参加者が快適に学びや交流を行える環境を提供することが望まれます。

ウ) 多目的ホール

講演会や音楽コンサート、展示、市民活動の発表など、さまざまな用途に対応できる空間として、机使用時に 100 席、椅子のみ使用時には 200 席程度を収容可能な多目的ホールの設置が必要です。

多目的ホールは、他の利用者への迷惑を防ぐため、音の出入りや会話に配慮した防音対策を講じることが求められます。

また、ホール内には可動式ステージや収納庫を設け、机や椅子などの収納をスムーズに行えるようにし、イベントや活動のニーズに応じて迅速なセットアップが可能な環境を整えることが望まれます。

エ) サポータールーム

図書館運営を支える市民ボランティアの活動を支援するための専用スペースとして、サポータールームの設置が必要です。

サポータールームは、職員との円滑な連携を図るため、事務室に近い位置に配置することが望まれます。また、ボランティアの私物を安全に保管するため、鍵付きロッカーの設置も必要です。

さらに、さまざまな活動に柔軟に対応できるよう、可動式の机や椅子、ホワイトボードを備え、用途に応じて簡単にレイアウト変更が可能な環境を提供することが求められます。

オ) 飲食

長時間の滞在利用に対応するため、エントランスの交流ラウンジには飲食可能なエリアを設けることが望ましいと考えられます。

また、館内では密閉容器に入った飲み物の持ち込みを許可することが適切です。

一方で、要望の多いカフェの併設については、採算性や事業継続性の観点から課題があるため、慎重な検討が必要です。

カ) 音の問題

図書館内では、音響ゾーニングを行うことで、節度ある賑やかさを許容しつつ、静かな読書環境も確保することが望まれます。

また、雑音を軽減するために音響装置の導入を試行し、マスキング効果を活用するなど、快適な利用環境を提供することが適切です。

(4) 全域サービス

図書館から離れた地域に住む市民に対して、均一で質の高い図書館サービスを提供することが重要です。

そのためには、身近な公民館などで図書館資料の貸出・返却ができるサービス網の整備が必要であると考えます。

専門的知識を有する図書館司書による情報提供や助言を通じて、公民館図書室の充実を図るとともに、蔵書情報の共有化を進めることも重要です。

また、直接図書館に出向かなくても読書や各種資料の閲覧ができる電子図書館の構築や、インターネットによる蔵書検索・予約機能の充実を図ることも必要です。

さらに、オンライン読書会や朗読会など、ICTを活用したイベントの開催についても検討すべきです。

地域の商店や病院、個人宅など、様々な場所の一角に本棚を設置し、本の寄贈の受付や貸出を行う、まちライブラリーのような取組も望ましいと考えます。

なお、移動図書館車による巡回サービスの導入については、市民ニーズや費用対効果の観点から今後十分に検討すべきです。

(5) アウトリーチサービス

これまで図書館サービスが十分に及ばなかった市民に対して、サービスを行き渡らせるためには、図書館が能動的に働きかけを行うことが重要です。

老人ホームやデイサービスセンターへの団体貸出、高齢者への読み聞かせやおはなし会の出張開催など、高齢者向けの図書館サービスの充実が必要であると考えます。また、市内の各種イベントでの出張図書館の開催や、児童館・子育て支援センターでの図書展示の実施も重要です。

さらに、市立病院での出張図書館の実施や、入院や障害などで来館が困難な方への配本サービスの実施など、図書館の利用機会を広げる取組も必要であると考えます。

(6) 学校との連携

学校との連携において、図書館が提供すべき機能は多岐にわたります。

まず、学校向けに調べ学習や読書指導に役立つ図書の団体貸出を行い、学年やテーマに応じた資料提供をサポートすることが必要です。また、朝読書や多様なテーマ別にまとめた図書パッケージの貸出を通じて、学校での読書活動を支援することが望まれます。さらに、学校図書館からの要望に対応し、必要な情報提供や資料検索の支援を行うことも重要です。

加えて、書評情報を提供することで、学校図書館の蔵書選定を支援し、適切な図書の

選定をサポートすることが求められます。また、司書教諭や学校図書館担当教員向けに研修会を実施し、専門的な知識や運営スキルの向上を図ることも必要です。

さらに、中学生の職場体験や小学生の校外学習を受け入れることで、実践的な学びの場を提供することも、学校との連携の一環として重要です。

これらの取組により、学校教育の質の向上に寄与し、図書館と学校が共に学びの場を作り上げていくことが求められます。

(7) 保育所・幼稚園等との連携

紙芝居や大型絵本などの団体貸出を行い、子どもたちの読書体験を豊かにすることが重要です。

また、保育士や幼稚園教諭を対象とした読み聞かせ研修会を開催し、教育現場における読み聞かせ技術の向上をサポートすることも必要です。さらに、読み聞かせボランティアによる巡回おはなし会を実施し、園児や子どもたちとの接点を広げることも重要です。

図書館では、園児などの図書館体験を受け入れ、図書館司書が助言や相談対応を行うことで、子どもたちに図書館の利用方法を理解させる取組を進めることも必要と考えられます。

(8) 読書活動の普及・啓発

市民の読書習慣を定着させ、登米市の読書文化を醸成することが重要です。「子ども読書の日（4月23日）」や「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」に合わせた広報活動や関連イベントの開催が必要です。

また、さまざまな機会を活用して、家庭での読み聞かせや親子での読書を楽しむことの重要性を啓発することも求められます。

図書館利用講座や館内ガイドツアーを通じて、図書館の効果的な利用方法を紹介し、図書館だよりやホームページで新刊図書やおすすめ本を紹介する取組も望ましいと考えられます。

また、読み聞かせなどの図書館ボランティアを募集し、育成するための研修会を開催することや、地元企業による雑誌スポンサー制度を充実させることも必要であると考えられます。

さらには、市民の読書活動の一層の普及・啓発を図るため、将来的には読書推進条例の策定についても検討すべきだと考えます。

2 新図書館の望ましい管理運営について

(1) 休館日

現状の取扱いとして、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は直後の平日）のほか、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末年始（12月28日～翌年1月4日）、館内整理日（原則として毎月1日）、特別整理期間（年間10日以内）が休館日となっています。

このうち、祝日については、多くの利用ニーズがあり、さまざまな世代の方々が利用しやすい運営体制を目指すためには、休館せずに開館することが望ましいと考えます。

また、休館日の柔軟な振替対応も望まれます。

(2) 開館時間

現状の取扱いとして、開館時間は、平日・土日問わず、午前9時から午後5時までとなっています。

しかし、平日この時間帯では、勤務している方や児童・生徒が放課後に利用することが難しいため、開館時間の延長を求める声が多く聞かれます。

こうした意見を踏まえると、平日の閉館時間を2時間程度繰り下げ、開館時間を午前9時から午後7時までとすることが望ましいと考えます。

また、土日・祝日については、現在の8時間開館を基本とし、開館時間と閉館時間をそれぞれ1時間繰り下げ、午前10時から午後6時までとすることが利用者の利便性向上につながると考えます。

(3) 個人利用

現状の取扱いとして、個人利用の貸出対象は、市内居住者又は市内に通勤・通学している者に限定されています。

しかし、市立図書館を市外の方にも利用していただくことで、交流人口の増加に寄与し、地域の活性化にもつながると考えられます。

したがって、居住地等の制限は設けず、市外の方にも貸出を行うことが望ましいと考えます。

なお、貸出冊数及び貸出期間については、現状の取扱いどおり、1館につき10冊以内、貸出日の翌日から起算して14日以内とすることが適当であると考えます。

(4) 団体利用

現状の取扱いとして、団体利用の貸出対象は、市内にある官公庁、事業所、学校、社会教育関係団体等の教育機関とされています。

また、貸出冊数は1館につき100冊以内、貸出期間は貸出日の翌日から起算して30日以内とされています。

利用者から特に改善等の要望は寄せられていないとのことですので、基本的に現状の取扱いどおりとすることが適当であると考えます。

ただし、学校への貸出については、さまざまな規模の学校があることから、貸出冊数の上限を学級単位とすることが望ましいと考えます。

(5) 職員数

新たに整備する図書館の規模や提供するサービス内容に見合った適正な職員数を確保するとともに、専門的知識を有する有資格者の確保にも努める必要があります。

また、多様な図書館活動を効率的に行うため、継続的な人材育成が重要であると考えます。

(6) 専用ホームページ

利用者が知りたい情報を簡単に得られるよう、図書館専用のホームページを開設し、情報提供の充実を図ることが必要です。

また、図書館システムと連動させることで貸出予約などを容易にし、利用者の利便性向上を図ることが望ましいと考えます。

さらに、SNS などのさまざまな媒体を活用した積極的な情報発信にも取り組むべきであると考えます。

(7) 市民参画

地域で活動する団体や個人など様々な主体と図書館との連携を密にし、市民とともにつくる図書館を目指していくことが望ましいと考えます。

図書館運営に市民の意見を反映させ、実現する仕組みを構築することが重要です。

イベント等の企画や立案段階から市民の参画機会を確保し、市民主体によるイベントへの場所提供やサポートを行うことが必要です。

また、図書館ボランティアの組織化やネットワーク化を進め、ボランティア活動に必要な知識や情報を提供するとともに、研修会を開催することが望ましいと考えます。

さらに、図書館友の会のような外部の協力組織の結成を促進し、市民との連携を強化することも求められます。

(8) その他

新しい図書館は、施設規模が大きくなり、また利用者の増加が見込まれることから、より効率的な運営を目指す必要があります。

IC タグを活用した蔵書管理や、自動貸出機、自動返却機の導入など、ICT を活用した業務の省力化と利用者の利便性向上を図ることが望ましいと考えます。

また、開館時間内に図書館を訪れることが難しい利用者のために、予約した本を 24 時間受け取ることができる予約ロッカーの設置についても検討すべきだと考えます。

參考資料

○登米市新図書館機能検討委員会設置要綱

令和6年2月1日
教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 登米市の新しい図書館（以下「新図書館」という。）の機能等を検討するに当たり、市民等の意見及び提案を反映させるため、登米市新図書館機能検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新図書館の機能及びサービスに関すること。
- (2) 新図書館の管理運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新図書館に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 読書普及活動団体を代表する者
- (5) 地域振興団体を代表する者
- (6) 公募により選出した市民

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

登米市新図書館機能検討委員会委員名簿

任期：令和6年3月27日～令和7年3月31日

No.	区分	氏名	所属団体等	備考
1	学識経験者	やまざき ひろき 山崎 博樹	知的資源イニシアティブ 代表理事	委員長
2	学校教育関係者	ささき たかこ 佐々木 貴子	登米市教育研究会中学校国語研究部 部長	
3		いわぶち きみかず 岩渕 公一	登米市教育研究会学校図書館研究部 部長	～ R6. 3. 31
		たかはし ともみ 高橋 朋美	登米市教育研究会学校図書館研究部 部長	R6. 5. 1～
4	社会教育関係者	あべ よういち 阿部 洋一	登米市社会教育委員会議 議長	
5		さいじょう まさのり 西條 正典	登米市立図書館協議会 会長	副委員長
6	読書普及活動団体 代表者	ふじわら しょうこ 富士原 抄子	図書館ボランティアだっこ・ラッコ 代表	
7		おいかわ としひろ 及川 俊弘	伊豆沼読書会 代表	
8	地域振興団体 代表者	いのまた けいたろう 猪股 圭太郎	一般社団法人とめ青年会議所 理事長	
9	公募市民	いしかわ ゆき 石川 幸	—	
10		さとう なおや 佐藤 直也	—	

登米市図書館構想（令和5年10月改定版）（抜粋）

3. 新図書館の整備方針

（1）新図書館の基本理念

新たな図書館を整備するに当たっては、市民一人一人が心豊かで充実した暮らしを送ることができるよう、さらには地域を支え発展させることができるよう、市民の学習活動を促進するとともに、自ら学ぶ市民への支援を行う「**学びの拠点**」を目指します。

また、各層・各世代の人々が、本と出会い、人と出会い、つながり、そして地域の賑わいを創出する「**交流の拠点**」を目指します。

基本理念

「登米市の未来を創る 学びと交流の拠点」

（2）新図書館の基本方針

基本理念を実現するために、本市の図書館の現状と課題を踏まえて、新たな図書館の目指す姿を次の6つの基本方針として整理しました。

① 生涯にわたる学びを支える

市民の知りたい、学びたいといった自主的な欲求に的確に応えられるよう、各分野における基礎的な資料の収集を行うとともに、学習のための手段と場所を提供します。

また、図書館に直接出向くことが困難な方への図書館サービスの提供を進めます。

【機能・サービス等】

- 豊富な資料の収集・整理・保存
- 視聴覚資料の収集・保存
- 閲覧席や学習・調査等の専用スペースの充実
- 電子図書館の構築
- 公民館や病院等での図書館資料の借受・返却
- アウトリーチサービスの充実

② 地域や暮らしの課題解決に役立つ

地域社会や市民が抱える様々な課題解決に役立つ資料の収集や調査・相談業務に関する知識を備えた人材を育成・確保し、確かな資料や情報を提供します。

【機能・サービス等】

- レファレンス・サービスの強化
- オンラインデータベースの充実
- 図書館専用ホームページの開設
- 暮らしを充実させる情報提供やセミナーの実施
- 産業振興・健康医療支援の実施

③ 次世代を担う子供たちの読書を推進する

人生を豊かにするための手段の一つに読書があります。読書習慣は、乳幼児期から児童・生徒期に培われることから、この時期に本との出会いの場をつくり、読書の楽しさや学ぶ喜びを知る機会を創出します。

また、読書習慣の定着に努め、登米市の読書文化を醸成します。

【機能・サービス等】

- 市内幼・保・認定こども園、小・中学校、高等学校等との連携
- 読書活動の啓発
- 読書習慣の定着化に向けたサービスの提供
- 乳幼児や児童向けの専用スペースの設置
- ティーンズを対象とした読書環境の整備

④ 人と人が集い、交流する

家庭でも職場でもないサード・プレイス（第3の場）として、幅広い世代の人々が気軽に立ち寄り、過ごすことのできる憩いの空間を提供し、人と人の新たな出会いや交流を生み出します。図書館利用を通じて、人と人がつながり、気軽にコミュニケーションをとることで、新たな活動が展開され、地域の賑わいや活力を創出します。

【機能・サービス等】

- 親しみやすく居心地の良い空間の整備
- 魅力あるイベントの開催
- 様々な市民活動へのスペースの提供
- バリアフリーや利用者支援の充実

⑤ 登米市の魅力を発見し、発信する

市民が元気になるためには、登米市の素晴らしさや新しい魅力を発見することが大きな要素の一つです。登米市の歴史や地域の偉人、登米市の特性に応じた資料を収集・保存するとともに、外部機関とも連携し、登米市の魅力を市内外に積極的に提供・発信します。

【機能・サービス等】

- 登米市に関するあらゆる資料の収集
- 登米市出身者コーナーの設置
- 登米市の魅力を学び・知る情報と機会の提供
- 郷土資料のデジタル化と公開
- 外部機関（大学、博物館等）との連携

⑥ 市民と共に育ち、市民が育てる

公立図書館は市民の誰もが利用できる最も身近な公共施設であり、その役割は時代の流れとともに常に進化し続ける必要があります。市立図書館の運営に対して、市民の積極的な参画を促し、市民と共に育ち、市民が育てる図書館づくりを進めます。

【機能・サービス等】

- 図書館協議会の機能強化
- 図書館運営への市民参画
- ボランティアの育成・組織化

基本理念と基本方針のイメージ

